

# 落札後の手続き（動産）

## 1. 南関町への電話連絡

(1) 入札期間終了後（入札終了日）に、南関町から落札者（最高価申込者）あてに、  
物件の売却区分番号、整理番号などを電子メールでお知らせします。

※ 入札した Yahoo!JapanID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました。」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、画面に記載の連絡先（南関町）あて電話での確認をお願いします。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。  
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(2) 電子メール受信後は、メールに記載された連絡先（南関町）あて売却区分番号、  
整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを速やかにお知らせ  
してください。

なお、連絡時に買受代金の納付方法など今後の手続きについてご説明します。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。  
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(3) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付等を行なう場合は、「5. 代理人  
が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

## 2. 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額（買受代金）

**買受代金＝落札価額－公売保証金額**

※ 1円未満の端数がある場合は、その端数全部を切り捨てます。

(2) 買受代金の納付方法

① 銀行口座への振込

※ 振込先口座は南関町から送信する電子メールでご案内します。なお、振り込み手数料は、  
買受人の負担となります。

② 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）

※ 郵送料などは、買受人の負担となります。

③ 郵便為替による納付

※ 発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

④ 南関町に直接持参

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

(3) 買受代金納付期限までに買受代金金額の納付を南関町が確認できることが必要です。

※ 買受代金納付期限は、南関町から送信する電子メール又は公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金納付期限までに南関町が買受代金金額の納付が確認できない場合、その物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収され、返還出来ません。

### 3. 必要書類の提出など

(1) 次の書類を南関町に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に南関町が送信する電子メールでご確認ください。

①南関町が買受人に送信した電子メールを印刷したもの

②保管依頼書（買受代金納付時に公売物件の引き渡しを希望する場合）

※ 「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

③送付依頼書（送付による公売物件の引き渡しを希望する場合）

※ 「送付依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

(2) 必要書類は、書留郵便又は南関町に直接持参してください。なお、買受人本人が南関町に来庁される場合は、次の書類をお持ちください。

①買受人が個人の場合、運転免許証などの写真付き本人確認書面等

②買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄本

※ 郵送料は買受人の負担となります。

### 4. 公売物件の引き渡し

(1) 南関町の案内にしたがい、公売物件の引き渡しを受けてください。

(2) 売却決定後、南関町が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。

(3) 買受代金納付時に公売物件の引き渡しを受けない場合は、「保管依頼書」と南関町が買受人へ送信した電子メールを印刷したものをご提出してください。なお、この場合、別途保管料が必要な場合は買受人の負担となります。

※ 「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

※ 「保管依頼書」は必要書類とともに書留郵便などによる郵送又は直接南関町に持参してください。

なお、郵送料は買受人の負担となります。

(4) 送付による公売物件の引き渡しを希望される場合は、「送付依頼書」と南関町が買受人へ送信した電子メールを印刷したものをご提出してください。なお、送付は着払いで送付費用は買受人の負担となります。また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引き渡しはできない場合があります。

※ 「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

※ 「保管依頼書」は必要書類とともに書留郵便などによる郵送又は直接南関町に持参してください。

なお、郵送料は買受人の負担となります。

(5) 引き渡し場所は、原則として南関町役場内となります。

(6) 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

## 5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

### ①委任状

※ 「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

### ②買受人本人の印鑑証明書

※ 発効後3ヶ月以内のものに限ります。

### ③南関町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの。

### ④代理人が南関町に来庁する場合は、代理人の運転免許証などの写真付き本人確認書面等

※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が代理人となる場合も委任状が必要となります。